

贈収賄・腐敗行為防止に関するガイドライン
(お取引先様向け)

パナソニック ホールディングス株式会社
グループコンプライアンス部

<はじめに> 贈収賄規制法令の順守

本ガイドラインは各国の贈収賄規制法令を考慮の上策定しています。国・地域によっては本ガイドラインよりも厳しい規制を定めている場合があります。本ガイドラインに加え、関係する国・地域の贈収賄規制法令を順守いただくようお願いいたします。

1、 贈収賄および腐敗行為の禁止

当社グループは、取締役等および社員等による直接、またはお取引先様などの第三者（以下、お取引先様といいます）を通じた間接の贈収賄およびその他腐敗行為を一切禁止しています。お取引先様におかれても、当社グループに関連する事業の実施にあたり、直接・間接を問わず、以下の行為を行うことのないようお願いいたします。

1. 商取引または業務上の便宜を獲得・維持するなど不当な影響を及ぼす目的で、**公務員**または民間を含む取引先など第三者に対する**有形・無形の利益の提供**、支払いの約束・同意・許可、支払い、または贈与を行うこと。
2. 不当または不正な業務上の便宜を与えることと引き換えに、公務員または民間を含む取引先などの第三者に有形・無形の利益を求め、またはこれらの者から有形・無形の利益を受領すること。

<留意点>

・公務員とは？

- (1) 現職の公職者。これは、以下の者のためにまたはその代理として公的資格（階級、年功または地位を問わない）で行動する個人をいいます。
 - 行政機関。これは、国、都道府県、市町村または地域レベルの部局、省庁または機関などの行政当局（選出されたものか任命されたものかを問わない）をいいます。
 - 立法機関
 - 司法機関
 - 政党
 - 公的国際機関（国際連合（国連）など）、国際金融機関（世界銀行、その他の多国間開発銀行および国際通貨基金など）、または国際民間航空機関（ICAO）
 - オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の委員
 - 王室の構成員
- (2) 政府が所有・管理する企業（航空会社、公益事業もしくはエネルギー供給会社など）、または政府が所有・管理する機関（大学、病院その他の組織など）等の「国営企業」（以下、SOE という）の職員または従業員。なお、SOE は、以下の要素を含む様々な形で、国または政府が重要な支配力を有する国営の企業体をいいます。

- 完全、過半数もしくは重要な少数持分の保有
 - 経営陣を指名する権限
 - 企業の予算の 50%を超える資金提供
- (3) 前記 (1) または (2) の職務の候補者
- (4) 一時的にかかる職務を遂行する者
- (5) 元公務員のうち、以前の職務に影響力を行使し続けている者

・有形・無形の利益とは？

あらゆる種類の利益をいいます。これには、以下のような有形・無形の利益が含まれますがこれらに限定されません。

- 現金および現金同等物（ギフトカード、交通カード、商品引換券、クーポン、貸付金、マイレージなど）
- 贈り物、食事、旅行その他の接待
- サービスの対価
- 政治献金、寄付およびスポンサーシップ
- 雇用・ビジネスの機会およびインターンシップ（有給・無給）
- その他の利益の提供または約束

・ファシリテーションペイメントとは？

公務員に対する有形・無形の利益の提供のうち、日常的または裁量の余地のない行政サービス（例えば、許可証の発行または通関手続き等）について、法的には当該利益を提供することなくサービスを受領する権利を有するにもかかわらず、サービスの履行を確保または促進するために、公務員に対し行われるものをいいます。

・贈収賄規制法令とは？

当社グループまたはビジネスパートナーにその時々に応用されるあらゆる司法管轄権の贈収賄・腐敗行為に関するすべての法律、規則、規制のことをいいます。米国の「海外腐敗行為防止法」、英国の「腐敗防止法」、中国の「不正競争防止法」、日本の「不正競争防止法」を含みますが、これらに限定されません。

◆ 公務員贈賄

近年、多くの国が、公務員への贈収賄を禁止する贈収賄規制法令を制定・強化しています。また各国当局は贈収賄規制法令に違反する企業や個人に対する執行を強化しており、その結果、企業には多額の罰金が科せられ、場合によっては個人に対する懲役刑が科せられています。

◆ 商業贈賄

加えて、相手方が公務員でない民間の取引先に対する贈賄である「商業賄賂」についても多くの国で規制されています。前述のとおり、当社グループでは公務員・民間の取引先を問わず、当社グループに関連する事業における一切の贈賄行為を禁止しています。

◆ 第三者を通じた贈賄

当社グループに関連する事業において、お取引先様の先の販売代理店、コンサルタント、業

務委託先などの第三者を通じて賄賂の提供を申し出たり、提供したりすることがないようお願いいたします。当社グループに関連する取引において第三者が賄賂を提供していること、またはその他の不適切な行為を行っていることを認識している場合、お取引先様と当社グループはその不適切な行為に対して責任を問われるおそれがあります

◆ ファシリテーションペイメントの禁止

当社グループでは、ファシリテーションペイメントの提供を禁止しています。

お取引先様におかれましても、当社グループのための商取引または業務上の便宜を獲得・維持するなどの目的で、直接・間接を問わず、ファシリテーションペイメントを提供されることのないようお願いいたします。

2、 デューデリジェンスへの協力・誓約書の提出

当社グループは、お取引先様に関する贈収賄・腐敗行為のリスクを正確に評価するために、(1) お取引先様との契約締結時、(2) お取引先様のリスク情報に変更があった時、または(3) お取引先様との契約更新時に、贈収賄・腐敗行為リスクに関するデューデリジェンスを実施します。当社グループからデューデリジェンスに関して情報提供やインタビュー等の要請があった場合は、ご協力いただきますようお願いいたします。また、デューデリジェンスの結果、贈収賄規制法令や当社グループからの要請事項の順守に関する誓約書のご提出等を含む追加事項のご対応をお願いすることがあります。

3、 贈収賄・腐敗行為禁止契約（条項）の締結

お取引先様との取引開始時や更新時等に締結を行う当社グループの契約書には、原則贈収賄・腐敗行為の禁止に関する条項が含まれています。締結へのご協力をお願いいたします。

4、 正確な会計記録の保存

お取引先様が当社グループの代わりに行う支払い、または当社グループのための業務に関連して行う支払いのすべてが贈収賄規制法令に従って行われる必要があります。お取引先様において、それらの支払いに関する合理的な明細と正確かつ公正な支払い目的や金額を含む記録を保存いただくようお願いいたします。

5、 報告・調査への協力

お取引先様におかれて、当社グループに関連する事業に関し、本ガイドラインの内容や贈収賄規制法令への違反を発見した場合や違反のおそれがある場合には、速やかに当社グループに報告いただきますようお願いいたします。本報告については、パナソニックグローバルコンプライアンスホットラインを利用いただくことも可能です。また、当社グループがお願いする場合には、本ガイドラインの内容の順守を当社グループが確認できる情報や資料等を当社グループにご提供いただきますようお願いいたします。

◆ パナソニックグローバルコンプライアンスホットライン
<http://panasonic.ethicspoint.com>

6、 贈収賄・腐敗行為防止の研修・周知徹底

お取引先様におかれても、当社グループの取引に関係するすべての役員及び従業員等の方に対し、合理的かつ適切な贈収賄規制法令に関する研修を実施くださいますようお願いいたします。更に、当社グループより本ガイドラインに関する追加の研修資料をお取引先様にご提供させていただく場合があります。

【本ガイドラインの改定について】

本ガイドラインについては、当社グループ規程の改定や主要法令の改正等より、内容が改定されることがあります。

最新の内容については、下記 URL からご確認をいただくようお願いいたします。

https://holdings.panasonic.jp/corporate/sustainability/pdf/Guideline%20of%20Anti-bribery%20and%20Anti-Corruption_jp.pdf